

東京工業高等専門学校いじめ防止基本計画

校長裁定

制定 令和2年7月2日

東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン（令和2年4月30日理事長裁定）に則り、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、本校における、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等の対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため「東京工業高等専門学校いじめ防止基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

1. 基本方針

（いじめの定義）

- 第1 基本計画において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（基本的姿勢）

- 第2 いじめは、どの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等の対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- 2 いじめ防止等の対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利

の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに学校における組織的な対応を行わなければならない。

5 いじめ防止等の対策は、校長を中心とした学生指導体制を確立して対応に当たる。

(いじめの禁止)

第3 学生は、いじめを行ってはならない。学校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を含めて全ての学校に醸成するよう努めなければならない。

(本校及び教職員の責務)

第4 本校及び教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 全ての教職員は、本基本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

3 校長は、自らが学校がいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。

4 全ての教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

(基本計画の公表)

第5 策定した基本計画を、学生及び学生の保護者への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、本校ホームページで公表する。

2 本校は、いじめから学生の尊厳を守るために適切かつより実効性の高い取組を実施するため、PDCAサイクルに基づき、策定した基本計画が実情に即して機能しているかを学生に対するアンケート調査等によって適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。

2. いじめの防止

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第6 本校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を置く。

2 学校いじめ対策委員会は、特にその未然防止、早期発見の実効性を確保するために、学生に最も身近な関係する教職員が複数参加するものとする。

3 学校いじめ対策委員会の存在及び活動が学生から認識され、いじめが起きにくい・い

じめを許さない環境づくり、いじめの早期発見の窓口機能等を担うとともにいじめ事案への対処を担う等、組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。

- 4 本校は、学校いじめ対策委員会がその役割・機能を果たすよう定期的な委員会を開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。
- 5 学校いじめ対策委員会は、基本計画の策定や見直し、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるか、また、それらの取組が目標とした成果を生んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。
- 6 学校いじめ対策委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、教職員個人の判断で勝手に処分せず、組織で適切に管理し保存する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害の申立てがなされることもあることを踏まえ、文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が在籍中は保存する。記録の残し方、記録の保管場所については学校いじめ対策委員会で別途定める。

(資質向上のための研修の実施)

- 第7 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修及び学生指導上の留意点などに関する勉強会などを行い、いじめについて共通理解を図り、対応力の向上等に努める。

(いじめの未然防止のための取組)

- 第8 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。
- 2 本校は、在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する学生及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。
- 3 学校いじめ対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

3. いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための取組)

- 第9 いじめを早期に発見するため、学校いじめ対策委員会が実施主体となって、当該学校に在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを

計画的に行う。

- 2 ウェルネスセンターを中心に学級担任、学級指導教員など教職員が連携して、学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。
- 3 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた学生の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- 4 各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。
- 5 学校いじめ対策委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

（教職員による見守り）

- 第10 教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう、常に学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生に関する情報交換を行い、情報を共有する。

（いじめ事案への組織的対応）

- 第11 教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を高専機構に報告する。
- 2 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得る。ささいな兆候であっても、抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - 3 事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校いじめ対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
 - (1) クラス内、研究室等での事案については、学科で対処する。
 - (2) 専攻科生の事案については、専攻科委員会が対処する。
 - (3) 部・同好会・高専コンテストゼミでの事案については、顧問教員と学級担任、学級指導教員が連携して対処する。
 - (4) 寮内での事案については、寮務委員会が対処する。
 - (5) 上記(1)～(4)で対処が難しい事案、重大事案と考えられる場合は、学校いじめ対策委員会が対処する。
 - 4 必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

(いじめを受けた学生への支援)

第12 いじめを受けた学生には、心のケアや授業等への配慮を行い、安心して教育を受けられる環境の確保を図る。いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・教職員等と連携し、いじめを受けた学生に寄り添う体制を作る。状況に応じ外部専門家の協力を得る。

(いじめを行った学生への指導)

第13 いじめを行った学生への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

2 いじめと認識せず、遊びやふざけあいと思っているケースがあるが、どのような行為をしたかを認識させ、その行為が相手にとってつらいものである事を理解させる。

3 いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）を行う。状況により警察等との連携による措置を含め毅然とした対応を行う。

(いじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者への対応)

第14 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、事実関係を聴取したら、まず迅速に双方の保護者に連絡する。次に、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、本校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

第15 いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(インターネット等によるいじめへの対応)

第16 インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

2 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明する。

(所轄警察署との連携)

- 第17 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、速やかに所轄の警察署と連携してこれに対処する。
- 2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(いじめを行った学生に対する措置)

- 第18 教育上必要があると認めるときは、学則第36条の規定に基づき、いじめを行った学生に対して懲戒を加える。
- 2 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめの解消)

- 第19 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

(重大事態への対処)

- 第20 いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、並びにいじめにより学生が30日以上欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
- 2 いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を高専機構に報告し、高専機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- 3 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、高専機構又は本校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する高専機構又は本校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。
- 4 高専機構又は本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ高専機構の承認を得るものとし、高専機構から重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を受ける。
- 6 高専機構及び本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確

保のために必要な措置を講じる。

- 7 高専機構及び本校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、ポリシー、ガイドライン及び学校いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

(実効的なPDCAサイクルの確保並びに学校及び教職員評価における留意事項)

- 第21 本校は、学校いじめ防止等基本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じなければならない。
- 2 本校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を高専機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。
- 3 本校の評価及び教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

附 則

この裁定は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

平成26年10月2日施行「東京工業高等専門学校いじめ防止基本方針」は廃止する。